R6.4月
加古川市

住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けるために

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」と言います。）では、市内在住の人を対象に、より利用者の状態や希望に合わせたサービスが利用できます。

## 総合事業の訪問型サービス・通所型サービス対象者

〇要支援認定を受けた方
　要支援１または要支援２の認定をお持ちの方
〇基本チェックリスト該当者
　65歳以上で、要支援認定更新時の基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

## サービス利用の流れ

地域包括支援センターや市役所などで相談

新　規
はじめて申請する方

更　新
要支援認定者（64 歳以下）
要支援認定者（65 歳以上）

●介護予防サービスのみ
●介護予防サービスと総合事業
●総合事業のみ利用希望

〇総合事業のみ利用希望

要支援認定
●認定調査票・主治医意見書をもとに介護の必要性について審査会で審査・判定

基本チェックリスト
〇介護予防・生活支援サービスの対象者の基準に該当するか確認（25 項目の質問票）

非該当

要支援１・２

【該当】事業対象者

【非該当】自立した生活が送れる人

介護予防ケアプラン作成
（地域包括支援センター等）

介護予防給付のサービス

総合事業のサービス

一般介護予防事業（いきいき百歳体操・地域のサロンなど）
※介護予防に興味のある人　どなたでも参加できます

# 介護予防・生活支援サービスの内容・料金について

## ◆ 通所型サービス

### 介護予防型通所サービス

通所介護施設で日常生活の支援などの共通的サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループ活動など）が利用できます。

**■利用者負担のめやす（1 割負担）**

**（共通的サービス）*送迎料を含む**

| | 対象者 | 利用者負担額 |
|---|---|---|
| 1 月当たり | 事業対象者・要支援 1 | （週 1 回程度） 1,798 円 |
| | 事業対象者（特別な事情の場合）・要支援 2 | （週 2 回程度） 3,621 円 |
| 1 回当たり | 事業対象者・要支援 1 | （1 月に 4 回まで）436 円 |
| | 事業対象者（特別な事情の場合）・要支援 2 | （1 月に 8 回まで）447 円 |

**（選択的サービス）**

- 栄養改善　1 か月　200 円
- 口腔機能向上　1 か月　150 円
- 生活機能向上グループ活動　1 か月　100 円

### トレーニング型通所サービス

身体機能や認知機能の向上を目的としたトレーニングを実施し、自立した生活の確立と自己実現を支援する共通的サービスと選択的サービスが利用できます。

**■利用者負担のめやす（1 割負担）**

**（共通的サービス）*送迎料を含む**

| | 対象者 | 利用者負担額 |
|---|---|---|
| 1 月当たり | 事業対象者・要支援 1 | （週 1 回程度） 1,523 円 |
| | 事業対象者（特別な事情の場合）・要支援 2 | （週 2 回程度） 3,067 円 |
| 1 回当たり | 事業対象者・要支援 1 | （1 月に 4 回まで）369 円 |
| | 事業対象者（特別な事情の場合）・要支援 2 | （1 月に 8 回まで）379 円 |

**（選択的サービス）**

- 栄養改善　1 か月　200 円
- 口腔機能向上　1 か月　150 円
- 生活機能向上グループ活動　1 か月　100 円

*入浴や食事などの身体介護は利用できません。

## ◆ 訪問型サービス

### 介護予防型訪問サービス<br>ターミナル支援型訪問サービス

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが利用できます。
また、在宅で療養されているがん末期の人は、連日の利用ができます。

**■利用者負担のめやす（1 割負担）**

| | 対象者 | 利用者負担額 | |
|---|---|---|---|
| 1 月当たり | 事業対象者、要支援 1・2 | 標準的な内容 | 週 1 回程度の利用 1,176 円 |
| | | | 週 2 回程度の利用 2,349 円 |
| | | | 週 2 回超えの利用 3,727 円 |
| 1 回当たり | 事業対象者、要支援 1・2 | 標準的な内容 287 円 | |
| | | 生活援助中心（所要時間 20 分以上 45 分未満）179 円 | |
| | | 生活援助中心（所要時間 45 分以上）220 円 | |
| | | 身体介護中心（短時間）163 円 | |

*身体介護・生活援助を利用できます。
*乗降介護（介護タクシー）は利用できません。

### 生活援助型訪問サービス

身体介護が不要な人で、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、市が実施する研修を受けた人等による掃除や買い物などの生活援助サービスが利用できます。

**■利用者負担のめやす（1 割負担）**

| | 対象者 | 利用者負担額 |
|---|---|---|
| 1 月当たり | 事業対象者、要支援 1・2 | 週 1 回程度の利用 894 円 |
| | | 週 2 回程度の利用 1,783 円 |
| | | 週 2 回超えの利用 2,828 円 |
| 1 回当たり | 事業対象者、要支援 1・2 | 218 円 |

*身体介護は利用できません。
*乗降介護（介護タクシー）は利用できません。

## ◆ サービスの利用者負担について

総合事業のサービスを利用する際には、上記の利用者負担額の他に、別途加算等がある場合もあります。利用者は原則としてサービスにかかった費用の１～３割を自己負担します。（*２割、３割負担の人は、２倍、３倍の費用となります。）また、事業対象者の上限額（支給限度額）は 5,032 単位（概ね５万 320 円程度）となります。

【お問い合わせ先】加古川市　高齢者・地域福祉課　079-427-9715